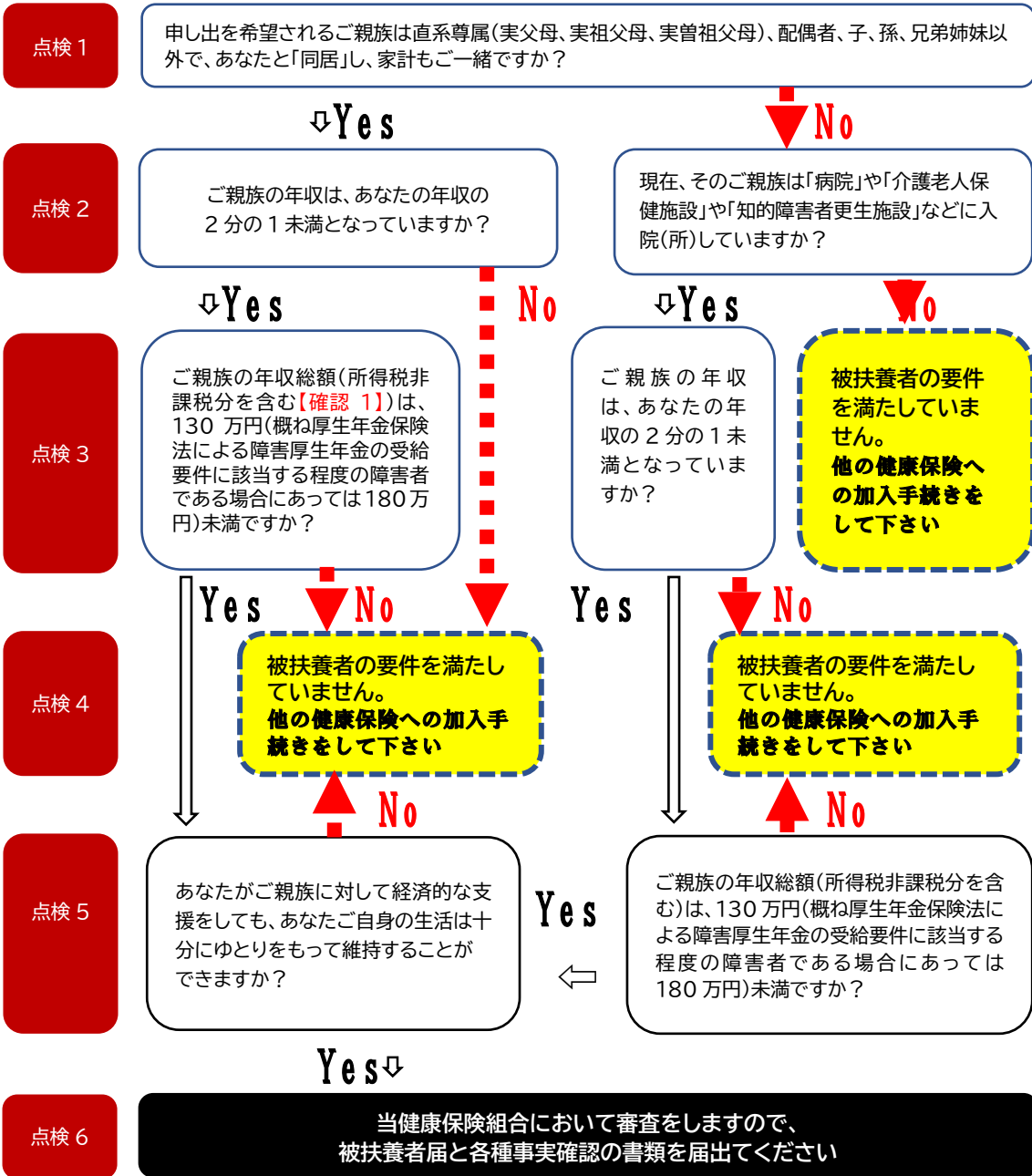


# チャート5

# その他(同居要件の三親等内)



**【確認1】** 遺族年金や障害年金など社会保障からの給付は、非課税であっても、収入の範囲となります。

**【確認2】** 同居別居を問わず、生計維持関係の実態は把握させて頂きます。

**【確認3】** 16歳以上(義務教育終了後)～60歳未満は、通常、就労可能年齢にあり、被保険者の経済的支援がなくても自立して生活ができるとされています。

このため、被扶養者になるためには書類の提出によって、就労できない状態であることを証明し、被保険者より生活費の援助を受けなければ通常の生活が維持できない状態にあることを申告する必要があります。

当健康保険組合では、その事実確認をさせていただきます。